

令和8年度 第1回 さいたま市バリアフリー専門部会

■日時：令和8年7月31日（金）14時00分～

■場所：岩槻駅東口コミュニティセンター 2階 会議室A・B・C

■出欠：出席者23名（うち代理出席3名）、欠席者10名

■出席者名簿（敬称略）

	氏名	所属団体等	備考
1	稲垣 具志	東京都市大学 建築都市デザイン学部 都市工学科	
2	水村 容子	東洋大学 福祉社会デザイン学部	欠席
3	野口 祐子	日本工業大学 建築学部 建築学科 生活環境デザインコース	欠席
4	佐藤 政樹	社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会	欠席
5	臼井 常雄	障害者（児）の生活と権利を守るさいたま市民の会	欠席
6	塚本 光夫	さいたま市老人クラブ連合会	
7	関 昌美	NPO 法人 彩の子ネットワーク	
8	竹内 政治	さいたま市精神障害者当事者会ウィーズ	
9	佐藤 美樹子	NPO 法人 埼玉県障害者協議会	欠席
10	宮澤 三夫	NPO 法人さいたま市視覚障害者福祉協会	
11	荒井 理人	一般社団法人 埼玉県建築士事務所協会	
12	星野 美子	一般社団法人さいたま市手をつなぐ育成会	
13	鈴木 亜妃子	さいたま市聴覚障害者協会	
14	佐内 美子	さいたま市身体障害者福祉協会	
15	守下 恵	NPO 法人さいたま市障害難病団体協議会	
16	荒井 優子	公募委員	
17	新井 一年	公募委員	
18	大藤 恭平	東日本旅客鉄道株式会社 大宮事業本部	
19	村山 知之	東武鉄道株式会社 施設部	
20	井桁 敏明	埼玉新都市交通株式会社	
21	関根 肇	一般社団法人 埼玉県バス協会	欠席
22	小池 毅	一般社団法人 埼玉県ハイヤー・タクシー協会	欠席
23	佐々木 智寅	国土交通省関東地方整備局 大宮国道事務所	
24	野房 宏規	国土交通省関東運輸局 埼玉運輸支局	欠席
25	松本 慶孝 (代理 鷹巣 則和)	埼玉県警察本部 交通部 交通規制課	代理
26	辻村 佳久	さいたま市 福祉局 生活福祉部	
27	高橋 八州博	さいたま市 福祉局 長寿応援部	欠席
28	宇土 幸雄	さいたま市 福祉局 障害福祉部	欠席
29	石瀬 真生	さいたま市 建設局 道路部	
30	島村 道明	さいたま市 建設局 建築行政部	
31	丹 能成 (代理 寺内 啓容)	さいたま市 教育委員会事務局 学校教育部	代理
32	山本 高弘 (代理 武田 泰之)	さいたま市 教育委員会事務局 管理部	代理
33	立石 一弘	さいたま市 都市局 交通政策部	

次 第	1. 開 会 2. 議 題 (1) さいたま市バリアフリー基本構想の改定素案変更点について (2) 今後の予定について 3. その他 4. 閉 会
配布資料	○次第 ○出席者名簿・席次表 ○さいたま市バリアフリー専門部会設置要綱・委員名簿 ○資料1 バリアフリー基本構想改定素案について ○資料2 バリアフリー基本構想改定素案 ○資料3 今後の予定について ○参考資料1 令和7年度第2回バリアフリー専門部会での確認事項回答 ○参考資料2 令和7年度第2回バリアフリー専門部会 議事録

■議事要旨

1. 開会

2. 議題

(1)さいたま市バリアフリー基本構想の改定素案変更点について

- ユニバーサル社会実現推進法、災害対策基本法及び災害救助法を基本構想における関係法令として記載してはどうか。
⇒関係部署への確認や他自治体の記載状況を踏まえ、記載の可否を検討する。

(2)さいたま市バリアフリー基本構想の改定素案について

- トイレの整備について、JIS S 0026 に適合する記述を加えてほしい。また、サインの見やすさについて、ISO 24505 等を参考に、具体的な配色例を掲載してほしい。
⇒JIS の内容を確認する。配色例は、コラム等での掲載可能性を含めて検討する。
- 無人改札、自動券売機、ATM 等について、「タッチパネルを利用できない視覚障害者等に適切な合理的配慮を提供する」との表現に修正してほしい。
⇒指摘箇所以外も含めて全体の表現を確認し、修正を検討する。
- 駅の無人化が進む中、聴覚障害者が利用できるカメラ付きインターホンの設置や、みどりの窓口等への遠隔手話通訳用タブレットの導入を検討してほしい。
⇒JR 東日本における現状や計画、JR 西日本の導入事例を確認する。
- ホームと車両の段差・隙間を解消する設備は便利であり、市内の駅への今後の導入見通しを示してほしい。
⇒JR 東日本における導入状況及び今後の計画を確認する。
- 次回の改定では、ICT、AI、スマートフォン等を活用した支援機器・福祉機器の技術動向や、公共空間での活用事例を具体的に取り上げてほしい。
⇒現素案にも新技術の活用を記載している。次回改定では社会情勢や技術進歩を踏まえて内容を深める。

(3)今後の予定について

- パブリックコメントは、ウェブ上のフォームを利用しにくい視覚障害者等も意見を提出できるよう、複数の提出方法を分かりやすく示してほしい。
⇒提出方法はフォームに限らない。障害政策課等の関係部署にも意見を聞きながら、具体的な案内方法を検討する。

■今後の予定

- 次回部会は令和 9 年 1 月 19 日(火)午後に武蔵浦和コミュニティセンターで開催予定。

■議事内容

発言者	発言内容
	： 1. 開会
事務局	： それでは議事に移る前に、改めて本部会の位置づけや目的について簡単にご説明させていただきます。さいたま市バリアフリー専門部会は、さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例に基づき、さいたま市福祉のまちづくり推進協議会の部会として設置されております。本部会では、さいたま市のバリアフリー推進に関し、専門的見地からの意見の聴取や検討を行うことを目的としており、例年1回から2回ほど開催しております。審議の内容は、基本構想の策定や進行管理に関するもののほか、バリアフリーの推進に必要な事項についてご議論いただくこととなっております。 次に、人事異動などに伴いまして、2名の委員が新しく変更となっておりますので事務局からご紹介させていただきます。一般社団法人埼玉県建築士事務所協会、戸井田委員に代わりまして荒井理人委員でございます。埼玉県警察本部、小野瀬委員に代わりまして松本慶孝委員でございますが、本日は代理の鷹巣則和様にご出席いただいております。 また、市職員につきましても、人事異動等に伴いまして、生活福祉部長、障害福祉部長、道路部長、建築行政部長、学校教育部長、交通政策部長が新たに就任しております。時間の都合上、席次表でのご紹介に変えさせていただきますことをご容赦ください。 続きまして、会議の成立についてご報告いたします。本日の会議の出席者は委員33名中20名であり、過半数以上の出席をいただいておりますので、さいたま市バリアフリー専門部会設置要綱の規定により本日の会議は成立しております。それでは、ここからの進行につきましては、稲垣部会長にお願いいたします。部会長、よろしく願いいたします。
稲垣部会長	： それでは、ここからの議事について進行させていただきます。まず、この会議の公開についてお諮りいたします。本日の議事に関しまして、非公開事項に該当する案件はございますでしょうか。
事務局	： 本日の会議では、非公開事項に該当する議事はございません。以上です。
稲垣部会長	： 事務局より非公開事項に該当するものはないとのことですので、本日の会議も原則公開で行いたいと思います。皆様よろしいでしょうか。 (委員一同了承)
稲垣部会長	： 傍聴者の有無についてご報告をお願いいたします。
事務局	： 本日傍聴者はいらっしゃいません。
	： 2. 議題
稲垣部会長	： お手元の次第に従って議事を進行させていただきたいと思います。
事務局	： (1) さいたま市バリアフリー基本構想の改定素案変更点について ・資料1、資料2に基づき説明
稲垣部会長	： これまでに皆様から頂いたご意見が、庁内関連部署、事業者様との照会を通じてかなり素案に反映され、最終版に近い形で取りまとめたいただいたかと思っております。法改正や社会状況の変化も踏まえて更新されております。 今回の部会でお認めいただければ、この後パブリックコメントをいただき、もう一度部会を経て年度末の改定という流れになります。パブリックコメント前の最後の意見交換の機会となりますので、それぞれの立場からご意見・ご質問をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

発言者	発言内容
荒井委員	： まずお礼ですが、前回の部会や当事者団体からの意見を取り入れて、歩道の照明、サイン表示、災害時やイベント時の誘導路の確保を素案に反映していただき、ありがとうございました。 昨年 8 月に交通政策課の皆様が「埼玉弱視者ネット」に初めてヒアリングをしてくださいましたが、団体から「ヒアリングを実施して下さったことへのお礼と、私たちのコメントが今回の素案に何らかの形で役立てられたのであれば大変光栄です」とのコメントを預かっておりますので、この場をお借りしてお伝えいたします。 次に、第 1 章について確認したい法律が 2 つあります。1 つは、国が定める「ユニバーサル社会実現推進法」ですが、この素案の中には反映されていますでしょうか。もし記載がないようでしたら、市としてバリアフリーを推進する基本的な法律ですので入れていただきたいです。もう 1 つが、昨年改正された「災害対策基本法」および「災害救助法」です。今回、素案に災害時の避難所における誘導路の確保が新たに入っているの、国の法律の改正を踏まえて入れたということがわかるようにしたほうがよいかと思います。確認をお願いします。 第 2 章の 2-11 ページのトイレの整備ですが、昨年改正された国の建築設計標準にほとんど基づいていらっしゃるのだと思いますが、JIS S 0026 の規格を入れていただけないでしょうか。推奨から必須になっていると思います。もし入れていただけないとしたら、その理由を教えてください。 また、サイン表示について記載いただいています、「見やすい」ということについて、見やすいデータ範囲の具体的な数字が必要だと思います。今ある規格だと、国際規格である ISO 24505 にロービジョン・色弱者の色の組み合わせの規格があるのですが、それをせめて参考の中に入れていただくことは難しいでしょうか。産業総合技術研究所に確認したところ、今後 JIS 規格にしようという計画があるそうなので、もし難しければ、JIS 規格になったら入れていただくのはいかがでしょうか。
稲垣部会長	： ユニバーサル社会実現推進法、災害対策関連の法改正の反映をすべきではないかという点が 1 つでした。2 つ目が、建築設計標準に関連した JIS S 0026 のトイレに関する考え方をさいたま市としてどうとらえるかという点。最後のサインの視認性に関する ISO 24505 の色の組み合わせ規格については、少しハードルが高い部分もあるかと思いますが、事務局の見解はいかがですか。
事務局	： まず災害関連の法制度の記載につきましては、担当部署とも調整し、記載を検討させていただきたいと思います。ユニバーサル社会実現推進法につきましても、記載がないため、記述の追加について検討させていただきます。 トイレの JIS S 0026 につきましては、建築設計標準を確認したうえで、記述を検討いたします。 最後に、サインの見やすさに関する ISO 24505 等の規格の掲載についてですが、部会長も難しいのではとおっしゃっていただきましたが、掲載すべきかどうか、コラムという形で参考情報として掲載できるかを含め、検討させていただきたいと思います。

発言者	発言内容
荒井委員	： トイレの JIS S 0026 につきましては、ロービジョンの団体は 2017 年から、「一般トイレも多目的トイレもこの規格に合わせてください」とずっと言い続けておりますが、未だに実現をみない状況なので、ぜひ建築設計標準を確認いただき、入れていただきたいと思います。よろしくお願いします。
稲垣部会長	： コンサルタントとも相談しながら、検討してください。 また、ユニバーサル社会実現推進法は、東京オリンピック・パラリンピックの前から出ている基本的な法律ですので、書ける範囲で書くとよいと思います。さいたま市はトップランナーなので他自治体にあわせる必要はないですが、他自治体の記載も睨みながら、記述をご検討いただければと思います。
鈴木委員	： JR についてお伺いしたいと思います。駅の無人化が進んでいます。私たち聞こえない立場からしますと、駅員さんがいないというのは非常に困ることです。障害者手帳を見せて半額の割引を受けるなどの手続きも、無人駅ではできません。カメラ付きのインターホンを設置していただくことは難しいでしょうか。 また、みどりの窓口などにおきましても、筆談は大変だと思うので、遠隔で手話通訳ができるタブレット端末を置いていただくことは可能でしょうか。JR 西日本では、遠隔手話ができるタブレット端末の普及が進んでいます。JR 東日本の方でまだ普及していないというのはどのような違いがあるのでしょうか。予算の違いで東日本では普及していないのでしょうか、確認したいです。 それからもう 1 点、警察に関してですが、同じように無人の交番が増えていきます。『手話リンク』がどのようなものか、具体的に説明していただきたいです。以上です。
稲垣部会長	： まず JR の無人駅について、カメラがついていないインターホンだとコミュニケーションがとれないので、カメラ付きのインターホンの設置をご検討いただけないかということです。もう 1 つが、みどりの窓口の有人窓口で遠隔通訳ができるようになるとよりスムーズに意思疎通が図れるのではないかとということで、JR 西日本が取り入れているけれども東日本はどうかということです。 それから、交番の無人の手話リンクについてご説明くださいということです。 それぞれお伺いしたいと思いますが、まず、JR 東日本の大藤委員、可能な範囲でご説明をお願いしますでしょうか。

発言者	発言内容
大藤委員	： 今ご意見いただきました２点についてですが、私の方から本日即答できる案件でなく、今お話しできる範囲の中でお伝えできればと思います。 まず初めに、弊社を日頃よりご利用いただきまして、誠にありがとうございます。先ほどのご発言にもありました通り、昨今の物価高騰や、雇用状況、コロナ以降も利用者数が戻らないなどの中で、JR 東日本は首都圏を持った鉄道会社ではありますが、なかなか厳しい路線があるということはご理解いただいているかと思っております。そういった中で、無人駅につきましても、事実として拡大してしまっているという状況です。特に、地方交通線と呼ばれる線につきましても、運営にかなりの固定費がかかっている状況でございまして、地元の皆様や自治体の方々にも丁寧にご説明させていただきながら、持続可能な鉄道運営をどのように進めていくかというところでございます。 前段が長くなりましたが、そういった中でカメラ付きのインターホンが整備できないかというご意見でございました。私はそういった設備の担当ではないため、一旦弊社に持ち帰らせていただいて、現状どういった状況で計画をしているか確認させていただきたいと考えております。 ２点目のみどりの窓口につきましても、各箇所の混雑について、皆様からご意見を頂戴することがあることを認識しております。JR 西日本の方で導入されているというタブレットでの対応につきましても、私の知見がなく即答できないため、確認して事務局を通じて後日お話をさせていただければと思います。今、綺麗な回答ができず大変申し訳ないですが、引き続きよろしくお願いいたします。
稲垣部会長	： それでは、無人交番の『手話リンク』について教えてください。
鷹巣代理	： 不在交番の関係は地域課というところの所管でございまして、私も所管外になりますが、埼玉県警察のホームページの記載をもとに回答させていただきます。「不在交番等における『手話リンク』のサービス運用開始について」ということで、令和８年の１月１５日に、県内の交番、駐在所等において、一般財団法人の日本財団電話リレーサービスが提供しています『手話リンク』サービスの運用を開始したところでございます。この運用によって、聴覚障害のある方が、勤務員がいない不在交番に来所した際に、不在表示板に表示されております２次元コードを、お持ちになっているスマートフォン等で読み込んでいただくと、手話通訳オペレーターを介して、管轄警察署への問い合わせをすることができるようになっております。この運用に関しては、県内の不在交番や駐在所等におきまして、事前登録なしで利用可能となっております。勤務員が不在の交番・駐在所等に来られた聴覚障害者の方からの問い合わせを想定していますので、ご利用の際は最初にどこの交番等を利用しているのかをご説明いただくようお願いしております。以上です。

発言者	発言内容
荒井委員	： 2-11 ページの無人改札のところで、2-15 ページの ATM の無人の時のトラブルのところについてですが「タッチパネルを利用できない視覚障害者等に適切な合理的配慮を提供する」という風に修正することを提案します。「適切な対応を配慮します」や「検討します」という風になっていますが、これは方法がまだ見つけられていない状況だと思います。そうであれば、現行の法律に合わせて、「合理的配慮を提供する」という風にして、双方向で解決のヒント、解決の方向を積み上げていって、具体的な解決方法を探るというようにした方が良いと思うからです。 2-11 ページの自動運賃表示や自動券売機の部分にも、「タッチパネルを利用できない視覚障害者等に適切な合理的配慮を提供します」という一文を加えていただくことを提案します。基本的に自動機というのは、キー操作で音声モードにして、音声ガイダンスを聞きながら数字キーを押して切符が買えるという仕組みになっています。業者さんは配慮の方法を持っていらっしゃるということです。ただ、何らかの理由や事情があると思いますが、自動機の機種によっては、音声モードで使えなかったり、数字キーで操作ができないものが存在しています。そういう状況がありますので、今の状況でも対応できるような素案にする方が良いのではないかと思います。それで、今の一文を加えてはいかがでしょうか、という提案です。以上です。
稲垣部会長	： 合理的配慮のかなり本質的なところのご指摘をいただきました。対応方法を「事業者側が色々頑張って検討します」ではなくて、特にこの無人改札や無人駅の話に関しては、どのような方法が適切な解決方向なのかということと双方向のコミュニケーション、当事者参画によって決定しませんか、というところが合理的配慮ですので、ぜひともご指摘の通り変更していただいた方が、お互いハッピーだと思います。事務局としては修正の対応は可能でしょうか。
事務局	： ご指摘を踏まえて、この表現方法については検討させていただこうと思います。
荒井委員	： 自動券売機の方も、この一文を加えていただくことは可能でしょうか。
稲垣部会長	： もちろん加えていただければと思います。今この2箇所のことをご指摘いただきましたが、今一度、全体の文章をチェックしていただいて、「合理的配慮を提供します」としたらより良いという部分について、ご検討いただければと思いますので、ぜひお願いします。
事務局	： ATM のところも同様の表現になっているかと思いますので、部会長が言われたように、全体をもう一回確認した上で、事業者の方々とも相談しながら、ご意見に沿って、より分かりやすく、検討を含むような表現に変えたいと思います。
竹内委員	： JRについて1点聞きたいです。電車との段差をなくすホームができていますよね。ただ、乗る時に乗っても、降りる時にも段差が解消されていないと降りられないです。全駅でそのサービスをやってくれないと意味がなく、未だにスロープを持ってきてもらって乗るので、大変な時間ロスになります。 いつ頃全駅で対応になりますか。ホームと電車の段差解消はとても便利で良いと思っています。
稲垣部会長	： ホームと車両との間の段差の解消は、今後どのくらい、市内の駅で進みますか。

発言者	発言内容
大藤委員	： 確認をさせていただきます。基本的にはプレスさせていただいているとおり、ご利用状況を踏まえながら、設備投資できる範囲で、段差解消のためのホームへの櫛ゴムのようなものの設置を鋭意進めているという認識でございます。
竹内委員	： とても良いアイデアだと思っていますし、実体験してとても便利で、自分で自立して電車に乗れるのはすごいことだと思うので、ぜひ前向きにお願いします。
大藤委員	： 承知いたしました。我々も管理する駅がかなり多く、大規模駅から無人駅のようなサイズのところもありますので、その辺も含めて考えさせていただきます。
稲垣部会長	： ホームドアもかなり頑張って設置が進んでおります。車いすのお立場の方では、段差や隙間の解消が重要であるということです。
荒井委員	： この素案ではなく、次の改定の時に、こういうことを入れては良いのではないかという提案があります。 今 IT 機器や、スマートフォン、AI などを使った支援機器、福祉機器が大変発達しています。総務省で、2023 年から毎年、「情報アクセシビリティ好事例」というものが発表されていて、国の審査に通ったシステムや機器、デバイスがサイトで紹介されています。厚生労働省ではないというのが重要な点です。 しかし、さいたま市のお考えを聞いていると、「福祉機器は公共整備には関係ない」という雰囲気がまだまだあるように思います。他の自治体では、例えば駅前のバスターミナルや、ショッピングモール、美術館、博物館などの情報提供にそういうものを積極的に活用しています。そのため、次の素案改定の時には、そのような国の動向や社会の動向も踏まえて、支援機器や福祉機器が公共整備に使えるということを踏まえて、IT にも関心を向けて素案を作ると良いのではないかと思います。 事業者の方々にとっても、「こういうのがあるんだ、だったらこれを使った方が効率的だし、経済的にも良い」というのがあるかもしれないので、そのような方法をぜひ検討していただけたらと思います。例えば、今私がここで、『NaviLens』とか『あしらせ』『アイコサポート』と言った時に、「それ何ですか」から始まるのはちょっと辛いものがあるので、次の改定の時にはそのような視点を入れていただければという提案です。以上です。
稲垣部会長	： ICT 機器を活用した支援が進んでいるということですが、事務局いかがですか。
事務局	： ご提案ありがとうございます。当然のことながら技術は発展していて、今後もそういった流れが進んでいくと思われます。5 年後の改定の時には、そういった社会情勢の変化や技術の進歩等も踏まえた内容も入れ込みながら改定していくのが良いかと思しますので、そのご意見として承っておきたいと思います。
荒井委員	： 昨年ヒアリングをしてくださったロービジョンの団体には、一般企業でエンジニアをしていた者も数名おまして、お役に立つこともあるのではと思います。そういうことも含めた提案ということも申し上げたいと思います。前向きに考えていただければ大変ありがたいです。以上です。

発言者	発言内容
稲垣部会長	： ちなみに、今回の改定素案の中に、新技術や ICT に関する記述は全くないのでしょ
事務局	： 2-19 ページに赤字の、上から 8 行目に、「スマートフォンアプリやデジタルツールなどの新たな技術を活用した支援」と記載しており、具体例があるわけではないですが、一応記述としては入っております。 その他、2-22 ページ「2) バリアフリーに関する情報化の推進」という項目の中で、一番下の行に赤字で「スマートフォンアプリ等のデジタル技術を活用した情報提供や移動支援技術を推進します。」と記述をさせていただいております。以上です。
稲垣部会長	： 少し記述はあるので、この内容を次の改定の頃には、より具体化して深めたものが実現できると良いかなというところですね。共生社会の実現というところで、DX の話はかなり活躍しますので、ぜひご考慮ください。
村山委員	： 特定事業計画の事業者という立場で回答を申し上げましたが、今回、修正が反映されていないため、個別に確認させていただければと思います。よろしくをお願いします。
事務局	： 失礼いたしました。個別でお伺いできればと思いますので、よろしくお願いいたします。
稲垣部会長	： それでは皆様、先ほどいくつか、ご指摘のあった事項がありましたので、そちらをご検討いただいて、最終的なパブリックコメントに向けては、私と水村副会長と事務局で最終確認の上進めるということで、お任せいただくことに皆様異議ございませんでしょうか。 (委員一同了承) それではこちらと事務局で責任を持って進めさせていただきます。皆様どうもありがとうございました。
事務局	： (2) 今後の予定について ・資料 3 に基づき説明
荒井委員	： パブリックコメントの提出方法について 1 点確認したいことがあります。障害者の中には、サイトのホームページのフォームからの回答が難しい方もいらっしゃると思います。その場合に、メールでパブリックコメントを提出するといった方法も受け付けていただけますでしょうか。それとも、サイトのフォームからだけの受付でしょうか。
事務局	： パブリックコメントの実施方法につきましては、フォームだけといったものではございませんので、色々な提出方法で受け付けることになります。具体的にメールで受け付けるかどうかというところまでは確認ができていませんが、例えば個別で別の方法があることをお伝えするような形でいかがでしょうか。
荒井委員	： それでしたら、障害政策課がかなりノウハウをお持ちかと思っておりますので、どういう方法が良いか、聞いてみていただけますでしょうか。視覚障害の人が回答できる方法のノウハウをお持ちだと思います。いかがでしょうか。
事務局	： 庁内のそういった部署にもご意見を伺いながら、回答内容、提出方法については検討していきたいと思

発言者	発言内容
稲垣部会長	： ぜひよろしく願いいたします。多様な市民の意見を聞くという姿勢が重要ですので、これも情報のアクセシビリティだと思います。このバリアフリー基本構想だけでなく、全計画でパブリックコメントを実施する際にはそのように対応すべきだと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。 よくあるのは、スケジュール調整の回答フォームで、「○」「×」を入力できない場合は、別途メール本文のベタ打ちでお答えくださいといった対応もあります。また、聞こえない・聞こえにくい人に対しては、ファックスといった対応もされているかと思います。
事務局	3. その他
稲垣部会長	： 委員の皆様から全体に対して何かご質問とか確認したいことがございましたら、お受けしたいと思いますので、いかがですか。 (意見なし)
事務局	4. 閉会
稲垣部会長	： 毎回無人駅などの無人化の話は出ますが、荒井委員が合理的配慮のそもそもの考え方について非常に重要なことをおっしゃいました。事業者や管理者だけが頑張ることではなく、双方向の歩み寄りが重要で、当事者もヒントを出す責任があるんですね。そうしてお互いの妥協点を見出していくというのが一番美しく、本来あるべき合理的配慮のあり方です。 その中で、ICT や新技術の話がありましたが、当事者の方々は皆さんが思う以上にスマートフォンを相当使います。全盲の人も iPhone 等を使います。もちろん、使わない高齢の方もいらっしゃるのですが、そういう方々に対する配慮も必要ではあるのですが、スマートフォンはかなり汎用性の高い機器です。警察で進んでいる『手話リンク』に関しても、各交番すべてに手話ができる高価な専用遠隔装置を置くのではなくて、2 次元コードを手持ちのスマートフォンで読んでもらうという方法でアプリケーションに依存することによって、解決しています。全国の警察で広がりつつあるところです。 私事になりますが、2 年ほど三越前・日本橋エリアで視覚障害の方たちと日本のベンチャー企業が集結して、視覚障害者の方がスマートフォンを持って機器をつけて、単独でどれだけ歩けるかという実証実験を行っています。視覚障害者誘導用ブロックが 1 枚もないエリアなのですが、実は結構歩けるんです。しかし、GPS の誤差など、やはりいろいろな問題が起こります。そういった中で、当事者が「こういう問題がある」「このタイミングでこの情報を提供されても遅い」といったことを言われることによって、ベンチャーの開発者のエンジニアが調整をしていくわけです。そうすることによって、日本を代表する商業地である日本橋エリアで、三井不動産さんも含めてどのようなソリューションがあるのかというのを切磋琢磨しています。ベンチャー企業の方々もお互いライバルでありながら、お互いの強み・弱みを補完し合っています。歩行者信号の情報とスマートフォンをどのように Bluetooth で繋いでコミュニケーションを取るのかという話も出てきています。警察庁や総務省、国の行政も指をくわえて見ているわけではありません。総務省がどんどん技術情報の公開をしています。

発言者	発言内容
	さいたま市は、こういうところが本質的に得意で、お好きなものだと思います。さいたま市の新しい本庁舎ができる時に一体どのような新しいチャレンジができるのか。これから新しく公共施設が変わっていく、浦和の駅前も新しくなってくるという話があります。どのような新しいソリューションが展開できるのかということに目を見張っていただきたいと思います。そういったようなことを少し私自身も感じられた、今回の部会だったかなというところでございます。
事務局	： 先ほど部会長からもご発言ありましたが、今回のバリアフリー専門部会がパブリックコメントの前ということでしたので、様々なご意見、頂戴いたしました。いただいたご意見を踏まえた修正につきましては、部会長、副部会長も含めて、事務局の方で最終的な内容についてはまとめさせていただき、パブリックコメントに向かいたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
稲垣部会長	： 以上で本日の議事についてはすべて終了です。委員の皆様におかれましては、本日の会議の進行にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。心よりお礼申し上げます。それでは、進行を事務局にお返ししたいと思います。
事務局	： 稲垣部会長、議事の進行をありがとうございました。また委員の皆様におかれましては、大変貴重なご意見を頂戴するとともに、円滑な議事運営にご協力をいただき、誠にありがとうございました。 なお、次回の部会につきましては、1月19日（火）の午後、武蔵浦和コミュニティセンターにて開催を予定しております。 本日は長時間にわたるご審議ありがとうございました。以上をもちまして、令和8年度第1回さいたま市バリアフリー専門部会を閉会とさせていただきます。本日はありがとうございました。お疲れ様でした。